**委 託 契 約 書**

阿南町長　勝野　一成（以下「委託者」という。）と＿＿＿＿＿＿＿（以下「受託者」という。）は、次の条項により、「令和８年度　健康な町づくり推進ふっとふっと事業業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第１条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２ 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

第２条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 「令和８年度　健康な町づくり推進ふっとふっと事業」業務

(2) 業務の内容 「令和８年度　健康な町づくり推進ふっとふっと事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（履行期間）

第３条 委託業務の履行期間は、（契約締結日）から令和９年３月31日までとする。 ただし、両者協議の上、期間は令和１１年３月３１日までの延長を可能とする。

（委託料）

第４条 委託料は、年額＿＿＿＿＿＿＿円とし、内訳は以下の内容とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ＿＿＿＿＿＿＿円）

（１）教室

　　①１教室　１回１０，０００円

（２）その他講師派遣

　　①町内での開催　１回３，０００円（インストラクター派遣１名あたり）

　　②町外での開催　１回５，０００円（インストラクター派遣１名あたり）

　　③インストラクターの派遣が２名以上になった場合は、追加１名につき、派遣時間、派遣内容に

　　　応じてその都度、委託者と受託者協議の上、追加の支払額を定める。

（委託業務の処理方法等）

第５条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

２ 受託者は、前項に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

３ 受託者は、業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

４ 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第６条 受託者は、令和９年３月31日までに業務完了報告書にその他報告書及び成果品等関係書類を添付して委託者に提出しなければならない。

２ 委託者は、前項の報告書等の提出があったときは、遅滞なく当該委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めた時は引渡しを受けるものとする。

３ 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

（委託料の請求）

第７条 受託者は該当当月に実施した事業が把握できる利用実績・報告書等を作成し添付のうえ、委託料合計額を翌月１０日までに請求書により委託者に請求するものとする。

（委託料の支払い）

第８条 委託者は、前条の請求を受けたときは、添付された利用実績・報告書等を審査し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から14日以内に委託料を支払うものとする。

（施設等の使用）

第９条 委託者は、受託者が委託業務を処理するに当たり、適切な施設、設備、諸機械及び物品を受託者に使用させるものとする。

２ 受託者は、前項の規定により委託者の施設、設備、諸機械及び物品を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

（秘密保持）

第10条 個人情報の保護については十分注意し、対策を確実に実施するとともに、本業務の実施に関して知り得た個人情報等の内容を目的外に使用し、また、第三者に提供してはならない。委託業務終了後も同様とする。

（再委託の禁止）

第11条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

２ 受託者は、前項ただし書きに基づき委託者に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

（契約内容の変更）

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

２ 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

（協議の解決）

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

以上、本契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年４月１日

委託者 長野県下伊那郡阿南町東條58番地１

阿南町長　勝野　一成

受託者